

伊勢崎市中心市街地にぎわい創出拠点整備
事業者選定アドバイザー業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和8年7月

伊勢崎市市長戦略部公共施設マネジメント推進課

伊勢崎市中心市街地にぎわい創出拠点整備事業者選定アドバイザー業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、伊勢崎市中心市街地にぎわい創出拠点整備事業者選定アドバイザー業務を委託するにあたり、伊勢崎市中心市街地にぎわい創出拠点整備基本構想（令和8年3月策定）の方向性を踏まえて高い技術力や創造性及び豊富な経験等を有する委託業者を選定することを目的としてプロポーザルを実施するものである。

2 業務概要

(1) 業務名

伊勢崎市中心市街地にぎわい創出拠点整備事業者選定アドバイザー業務委託

(2) 業務内容

別紙「伊勢崎市中心市街地にぎわい創出拠点整備事業者選定アドバイザー業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約日の翌日から令和10年3月31日まで（2か年）

(4) 見積限度額

41,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※契約は2か年一括契約とする。

(5) 委託料の支払い

令和9年度一括払いとする。

3 参加資格要件

本提案に参加できる者は、公告日から受託候補者の選定の日までに、以下に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 単独企業であること。ただし協力事務所等として他の企業を加え、特定の分野を担当させることを妨げない。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けているものを除く。）、または、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てをしている者（再生手続き開始の決定を受けているものを除く。）でないこと。
- (4) 本業務の公告の日から契約締結までの間に、本市から指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 伊勢崎市暴力団排除条例（平成24年伊勢崎市条例第32号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等に該当しないこと。
- (6) 本市の令和8・9年度伊勢崎市競争入札参加資格審査申請の「物品・役務」に登

録を有する者であること。

- (7) 過去5年（令和3年度以降）に、国又は地方公共団体が発注したPPP/PFI事業に関する導入可能性調査、実施方針策定支援、事業者選定支援又は契約締結支援業務のいずれかについて、元請として履行した実績を有していること。
- (8) 配置予定の業務統括責任者及び業務主担当責任者は、(7)に示す業務につき履行を行った実績があること。また、技術士（建設部門及び総合技術管理部門）又はRCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有すること。

4 選定方法

(1) 選定委員会

受託候補者の選定については、伊勢崎市中心市街地にぎわい創出拠点整備事業者選定アドバイザー業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という）において行う。選定委員会は非公開とする。

(2) 審査

ア 一次審査

提出された参加表明書等の書類を審査基準（別表第1）に基づいて審査し、上位5者に企画提案を依頼する。ただし、参加希望者が5者以下である場合は、第一次審査を省略し、第二次審査においてプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施するものとする。

選定結果については、全ての参加希望者に文書及び電子メールにより通知する。なお、選定結果等についての異議申し立ては一切受け付けない。

イ 二次審査

企画提案書等に基づいたプレゼンテーション及びヒアリングにより審査基準（別表第2）に基づき審査し、各参加者の順位を決定し、第1位の企画提案者を受託候補者として選定する。

選定結果については、プレゼンテーション及びヒアリングに参加した全ての企画提案者に評価点の合計及び平均点並びに点数の内訳とその平均点を含めた結果を文書及び電子メールにより通知し、本市ホームページでは第一順位の受託候補者の法人名のみ公表する。

なお、次点の企画提案者に対しては、次点である旨を当該企画提案者宛の通知により知らせ、その他の企画提案者に対しては、順位の公表はしない。

5 選定スケジュール（予定）

内容	日程
プロポーザル公告	令和8年7月9日(木)
質問書の提出期限	令和8年7月16日(木) 17時まで
質問書に対する回答	令和8年7月23日(木)
参加に係る書類の提出期限	令和8年7月28日(火) 17時まで
一次審査	令和8年7月31日(金)

企画提案を依頼する業者の選定	
企画提案書等の提出依頼	令和8年8月3日(月)
企画提案書等の提出期限	令和8年8月24日(月)17時まで
二次審査 プレゼンテーション及びヒアリング	令和8年8月28日(金)
審査結果の通知	令和8年9月2日(水)発送予定
契約協議及び業務委託契約締結	令和8年9月上旬

6 質問及び回答

本実施要領及び仕様書等に関する質問については、質問書(様式1)を電子メールに添付し、下記まで送信すること。なお、メールの件名は「伊勢崎市事業者選定アドバイザー業務委託に係る質問(事業者名)」とする。

(1) 送信先

電子メール koukyou@city.isesaki.lg.jp

電話番号 0270-27-6282(公共施設マネジメント推進課直通)

※送信後、必ず電話により着信確認をすること。

(2) 質問書の提出期限：令和8年7月16日(木)17時まで

(3) 質問書に対する回答

質疑に対する回答は、一括して取りまとめ令和8年7月23日(木)に伊勢崎市ホームページに掲載する。※質問のあった業者名は公表しない。

なお、質問書に対する回答は、本実施要領又は仕様書の追加若しくは修正として取扱う。

7 参加に係る書類の提出

(1) 提出書類

書類名	様式	備考
① 参加表明書	様式2	
② 事業者概要書	様式3	公的資格の登録証などの写しを添付すること
③ 関連業務実績書	様式4	<ul style="list-style-type: none"> ・過去5年間の関連業務を記載すること ・関連業務の実績が証明できるもの(契約書等)を添付すること ・契約書の表面(契約者が証明できる部分)及び仕様書等のみとし、約款等が記載されている部分の提出は不要とする ・関連業務とは、令和3年度以降公告日までに履行した、官公庁発注におけるPPP/PFI事業に関する導入可能性調査、実施方針策定、事業者選定又は契約締結支援業務である
④ 業務実施体制表	様式5	配置を予定している4名(業務統括責任者、

		照査技術者、業務主担当責任者（主担当技術者）、業務担当者）について記載すること
⑤ 配置予定者調書	様式 6	記載された配置予定者は、原則として、契約期間中を含めて変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更する場合には、発注者の承諾を前提として、同等以上の実績・資格を有する担当者を配置すること
⑥ 業務体制全体図	様式任意	業務体制の全体がわかるもの

(2) 提出期限

令和 8 年 7 月 2 8 日 (火) 1 7 時まで

(3) 提出部数

提出部数は各 1 部とし、あわせて CD-ROM 等の電子媒体（提出書類を PDF に変換したもの）を提出すること。

(4) 提出方法及び提出先

持参又は配達記録が残る郵送のいずれかによるものとし、郵送による場合は、提出期限必着とする。

宛先：〒372-8501 群馬県伊勢崎市今泉町二丁目 410 番地

伊勢崎市市長戦略部公共施設マネジメント推進課

受付時間：8：30～17：15（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(5) その他

ア 提出された書類は返却しない。なお、提出された書類は、この案以外の目的で使用しない。

イ 参加申込み後に参加を辞退する場合には、参加辞退届（様式 7）を提出すること。

8 企画提案書等の提出

参加資格が確認された応募者は、以下の要領で企画提案書等を作成し、提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式 8）

企画提案書は、後述(2)「作成上の留意点」のとおり作成し、審査基準（別表）にある審査項目の視点に沿って、提案内容を分かり易く具体的に記載すること。また、別紙の仕様書を基に本市の特性・地域性を踏まえ積極的な提案を行うこと。

イ 業務工程表（任意様式）

作業項目ごとに実施スケジュールが具体的にわかるように記載すること。

ウ 見積書（任意様式）

具体的な積算内訳を記載すること。見積金額及び内訳金額は、消費税及び地方消費税を除いた額とすること。

(2) 作成上の留意点

ア 企画提案書は、A4版、頁番号付番、用紙縦置き、横書き両面印刷、左綴じで正本すること。

イ 企画提案書の制限

- (ア) 企画提案書に盛り込む提案は、一案に限る。
- (イ) 原則として文字サイズは10.5ポイント以上とすること。なお、企画提案書内の図表内での表記についてはこの限りではないが、明瞭に把握できる範囲のサイズとすること。
- (ウ) 使用言語は日本語とし、提案書の一部に日本語以外の言語を使用する場合は、付近若しくは、同一ページ内に注釈を付けること。

ウ 企画提案書の構成

企画提案書には、以下に示す項目ごとに提案等を記載すること。また、必要に応じてイメージ図等の資料を添付することも可とする。

- (ア) 本業務に関する理解
- (イ) 業務工程に関する提案
- (ウ) 業務段階における具体的提案
- (エ) 仕様書4(2)エの各機能に強みを持つ事業者の想定（リストアップ）と効果的な意見徴収方法
- (オ) 業務遂行上の重要事項に関する提案
- (カ) 業務実施体制・実績に関する提案
- (キ) 独自提案（任意）

エ 提案のための費用負担

本業務の企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。

オ 本市からの確認事項照会

提出のあった企画提案書等の内容について、審査の過程で疑義等が生じた場合は、後日、必要に応じて本市から確認事項の照会を行うことがある。

カ 企画提案書等の取扱い

- (ア) 提出された企画提案書等の著作権は、提案者に帰属するものとする。
- (イ) 企画提案書等の提出後における内容の追加又は変更は、原則として認めない。
- (ウ) 提出された企画提案書等は、一切返却しない。
- (エ) 企画提案書等は、審査等の過程において複製することがある。
- (オ) 提出された企画提案書等は、本市情報公開条例の規定に基づき、開示請求者に開示することがある。この場合、企業秘密やノウハウ等、公開されることにより提案者が不利益を被るおそれのある情報については、開示の対象としないこととするが、開示の決定の判断に当たっては、申請団体に意見を求めるものとする。

キ 提出部数

提出部数は15部とし、あわせてCD-ROM等の電子媒体（提出書類をPDFに変換したもの）を提出すること。

ク 提出先及び提出方法

持参又は配達記録が残る郵送とし、郵送による場合は、提出期限必着とする。

提出先：〒372-8501 群馬県伊勢崎市今泉町二丁目 410 番地

伊勢崎市市長戦略部公共施設マネジメント推進課

受付時間：8：30～17：15（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

ケ 提出期限

令和8年8月24日(月)17時まで

9 プレゼンテーション及びヒアリング（二次審査）

提出された企画提案書等に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(1) 日時及び場所

令和8年8月28日(金)時間未定

伊勢崎市役所 東館3階 災害対策室（予定）

詳細な日程等については、対象者に別途通知する。

(2) 所要時間

1事業者あたり30分程度（提案内容の説明20分、質疑応答10分）

(3) 出席者

プレゼンテーションの出席者は4名以内とし、説明者は、業務統括責任者の予定者が行うものとする。

(4) 使用備品

パソコンを使用する場合は、提案者が用意すること。スクリーン又はモニター等の使用機材、備品については、本市で用意する。

(5) 留意事項

企画提案書の提出が1者である場合は、プレゼンテーション及びヒアリングを実施せず、書類審査によって合否を判断する。

書類審査の結果、不合格の場合又は参加表明書及び企画提案書の提出がない場合は、再度公告して申込書等の提出期限を延長するものとする。その際、必要に応じて参加資格の変更又は履行期間の変更等を行うことがある。

10 失格等

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (2) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。
- (3) 参加資格の要件を満たしていない場合。
- (4) 見積価格が見積限度額を超えた場合。
- (5) 適切な提案がない場合（総合点の得点率が60%未満程度）。
- (6) その他、本実施要領に違反する場合。

11 契約協議及び業務委託契約締結

受託候補者の企画提案書等の記載内容を原則として契約時の仕様とするが、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、契約内容及び金額等を伊勢崎市との協議・交渉により決定し、伊勢崎市契約規則（令和5年伊勢崎市規則第62号）に基づき契約を締結する。

受託候補者と協議が整わない場合は、次点受託候補者と交渉をする。

契約締結の時期は、令和8年9月上旬を予定している。

問合せ先

伊勢崎市市長戦略部公共施設マネジメント推進課

電子メール koukyou@city.iseaski.lg.jp

電話番号 0270-27-6282（公共施設マネジメント推進課直通）

別表第1〔一次審査〕

審査項目		詳細・着眼点	配点
業務実績		・関連業務の受託実績（内容・件数）があるか。	30
業務体制	人員配置	・実施体制、管理責任者が明確化され、適切な人員配置が行われているか。	30
	実務経験	・業務統括責任者及び担当技術者が本業務を遂行できるだけの実務経験を有しているか。	30
	市内事業者の活用	・伊勢崎市内の事業者の知見を活かすため、市内業者に業務委託を行う見込があるか。	5
	連絡体制	・市と担当者の連絡調整が速やかに行える体制であるか。	5
合 計			100

別表第2〔二次審査〕

審査項目		詳細・着眼点	配点
本業務に関する理解		<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地にぎわい創出拠点整備基本構想の背景や目的を正しく理解しているか。 ・本業務に関する課題を的確に抽出・認識できているか。 ・本業務を官民連携（PPP/PFI）で進める意義について考察されているか。 	5
業務工程に関する提案		<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容を的確に把握し、必要な業務が適切な時期に設定されているか。 ・議会の議決を含む市の庁内手続き・意思決定プロセスを正しく把握し、遅延リスクを見込んだ実効性のある工程が示されているか。 	10
業務段階における具体的な提案		<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の各段階での留意点やポイントについて、作業実施上の対応を含めた提案があるか。 ・各段階で、的確な成果が得られるような工夫があるか。 	25
業務遂行上の重要事項に関する提案		<ul style="list-style-type: none"> ・市民ニーズの反映や本市の地域特性、環境等を把握し、本事業の円滑な実施かつ有効な事業効果が期待できる提案がされているか。 ・事業対象地の土地の扱いに関するスキーム検討に関し、実現可能性を前提とした提案があるか。 	25
業務実施体制・実施に関する提案		<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を円滑に遂行するために有効な専門性や十分な業務実績のある技術者の配置及び業務体制が確保されているか。 ・発注者との連絡調整が速やかに行える体制であるか。 	15
独自提案		・仕様書に記載した項目以外に、本事業の遂行に向けた新たな提案や工夫があるか。	10
プレゼンテーション		・説明の分かりやすさ、質疑に対する回答の的確さ、説明者の業務に対する意欲が強く感じられるか。	5
提案見積内容		・業務提案に対し適正な内訳構成、全体的な業務量にふさわしい業務価格となっているか。	5
合 計			100